

(別紙参考)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照条文

○ 職員の退職手当に関する条例(昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号) (注、昭和二十八年九月十日自内行発第四十九号参照) 【第一条 関係】

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>25 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号(注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照)附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。</p> <p>26 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>附則</p> <p>25 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号(注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照)附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>26 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和○○年○○県条例第○○号）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 5 4 附則（略）</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に</p>	<p>1 5 4 附則（略）</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和○○年○○県条例第○○号）（注、昭和三十三年十月三十一日自丙公発第十二号参照）附則第三項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第○○号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二</p>

前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8
39 (略)

並びに条例第〇〇号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第〇〇号附則第六項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8
39 (略)

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成△△年○○県条例第△号）（注、平成十五年六月六日総行給第四百七十七号参照）【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 3 附則（略）</p> <p>4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>1 3 附則（略）</p> <p>4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 （略）</p>

○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年○○県条例第□号）（注、平成十八年一月十八日総行給第五号参照）【第四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項から第二十七項まで、附則第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和○○年○○県条例第○号。以下この条及び次条において「条例第○号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年○○県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年○○県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項から第二十七項まで、附則第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和○○年○○県条例第○号。以下この条及び次条において「条例第○号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年○○県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年○○県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した退職手当の</p>

2
(略)

続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百四分の八十七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第○号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第△号附則第五項から第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2
(略)

額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第○号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第△号附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正後の条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。